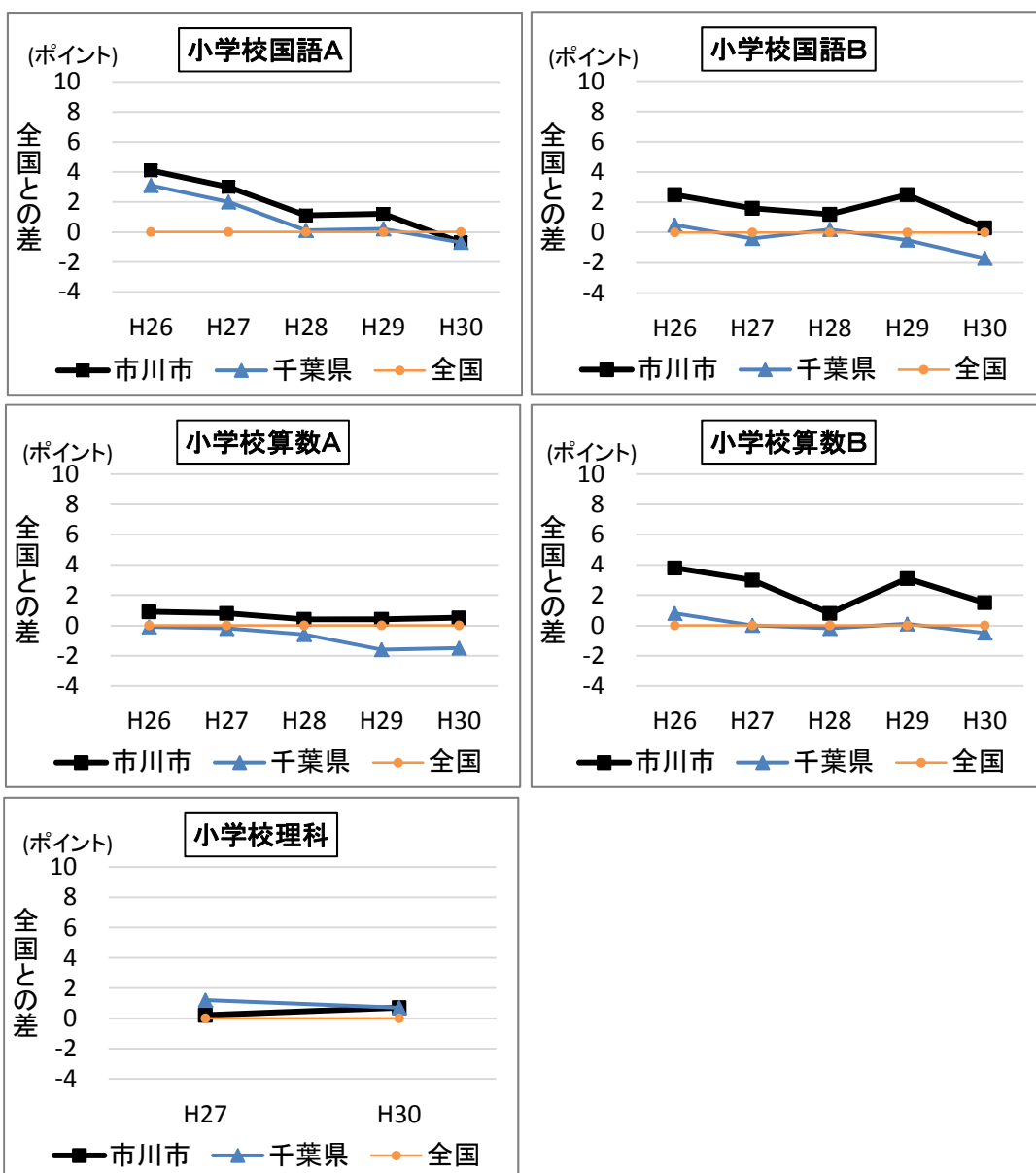


資料編

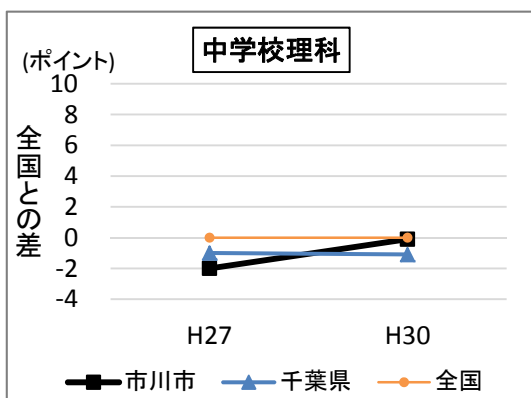
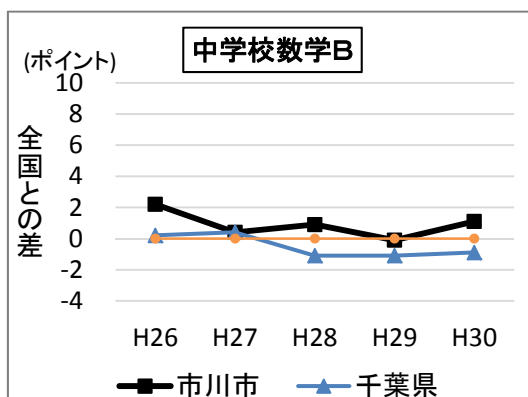
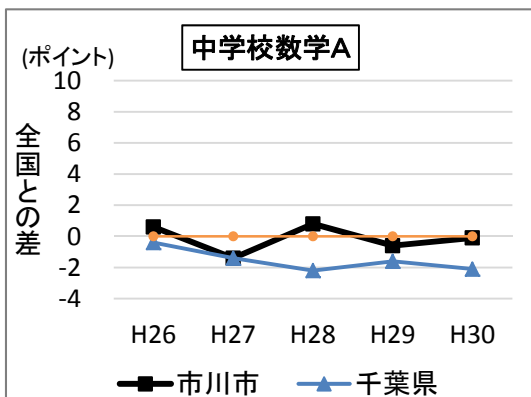
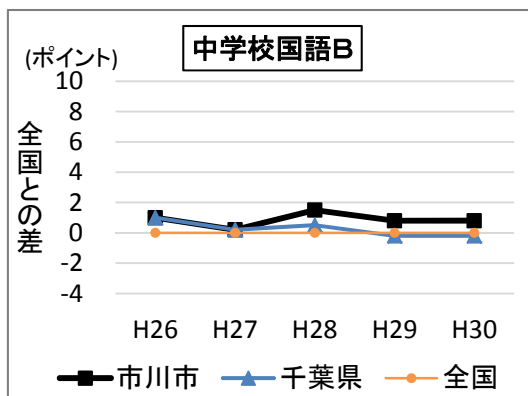
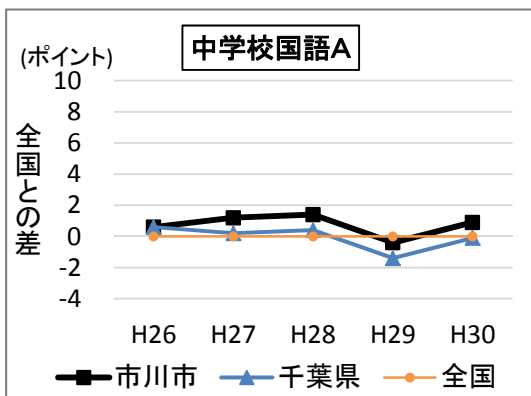
1 本市の教育を取り巻く現状

(1) 全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国（公立）と千葉県・市川市の差の推移

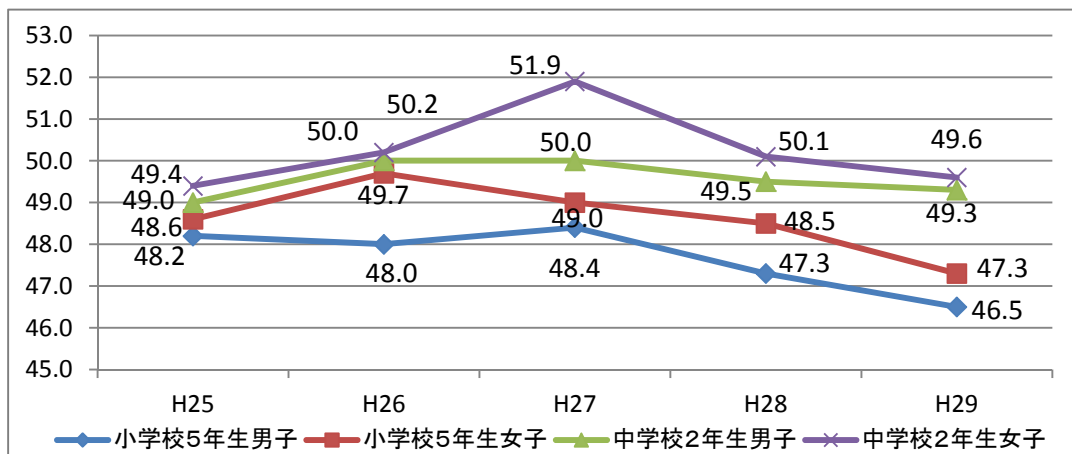
①小学校（公立）



②中学校（公立）



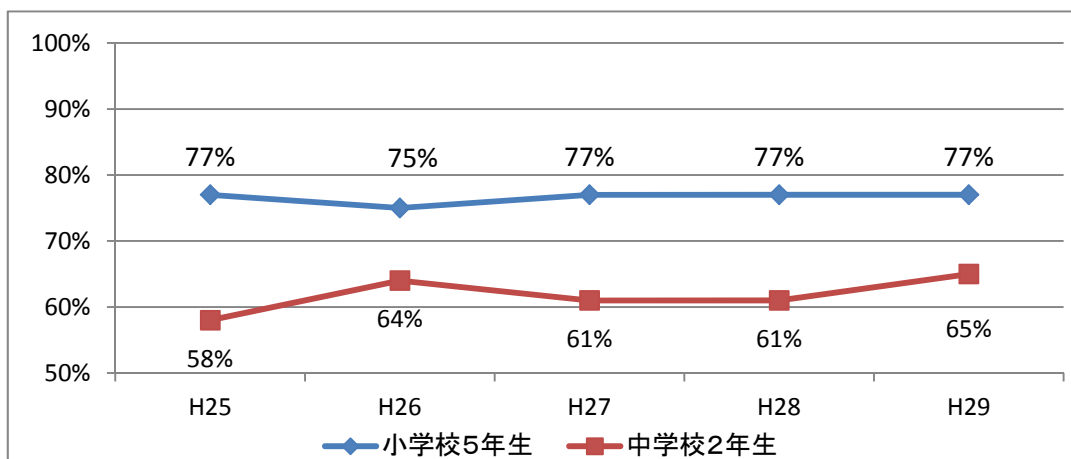
(2) 市川市立学校の新体カテストの総合得点Tスコア



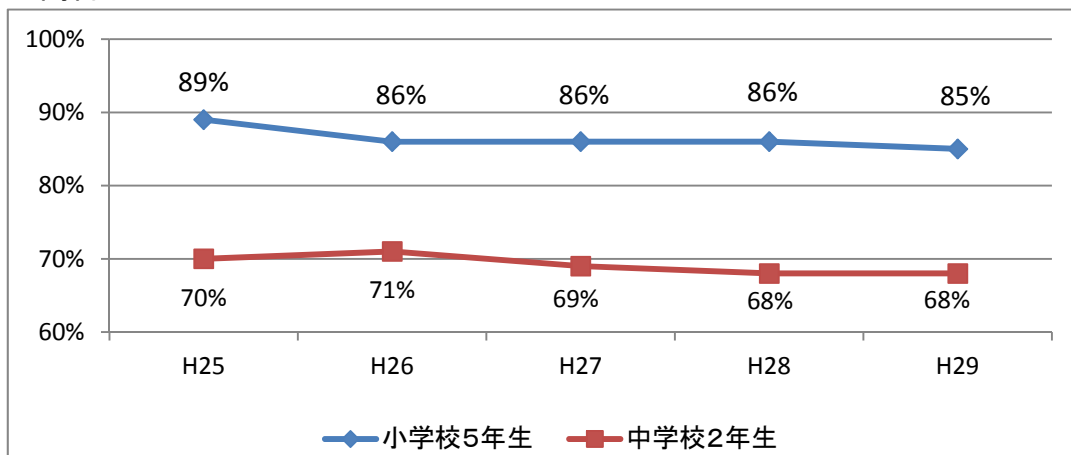
※Tスコア…全国平均を50とした偏差値

(3) 市川市立学校の児童生徒の意識

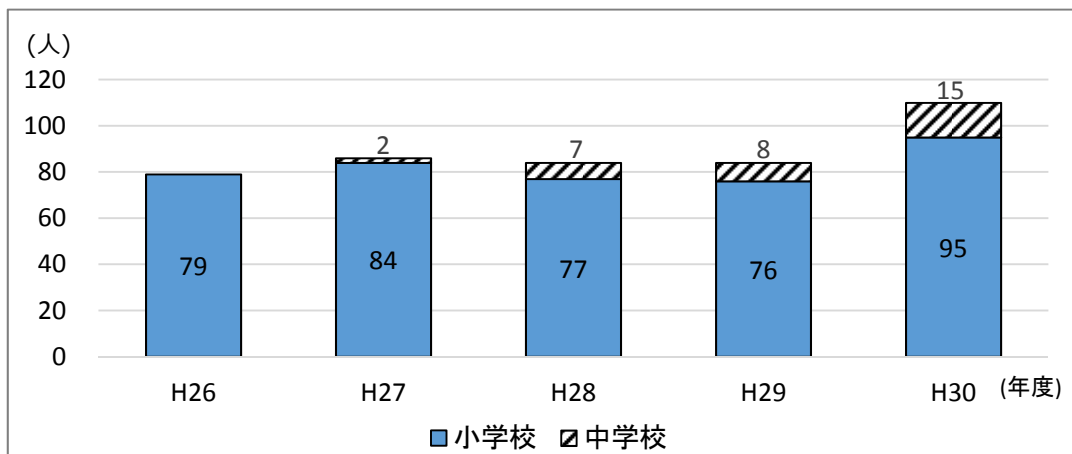
① 「自分には良いところがある」と回答する児童生徒の割合



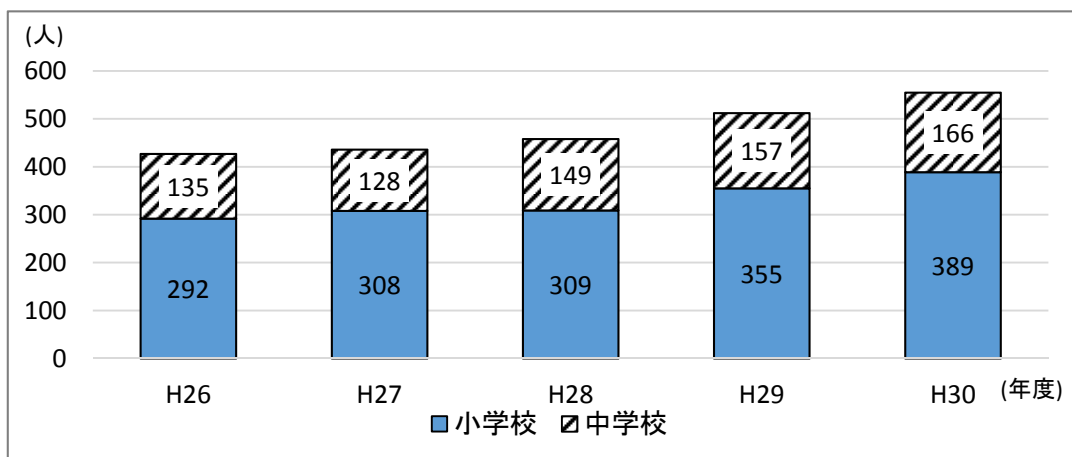
② 「将来、自分がなりたい職業や、やりたい仕事がある」と回答する児童生徒の割合



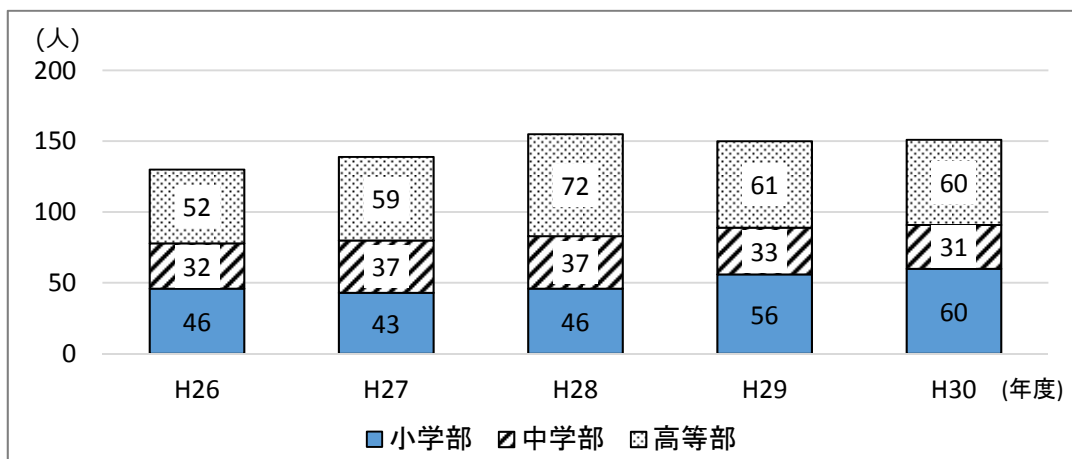
(4) 通級指導教室の児童生徒数 (各年5月1日現在)



(5) 特別支援学級の児童生徒数 (各年5月1日現在)



(6) 須和田の丘支援学校の児童生徒数 (各年5月1日現在)



2 市川市教育振興審議会

(1) 市川市教育振興審議会設置条例

平成 23 年 3 月 28 日
条例第 11 号

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

- (1) 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 学校教育の関係者
 - (3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者
 - (4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(事務)

第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局生涯学習部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

(2) 市川市教育振興審議会委員

選出区分	氏名	職業等
学識経験のある者 (第1号委員)	天笠 茂	千葉大学特任教授
	田中 孝一	川村学園女子大学教授
	渡邊 智子	千葉県立保健医療大学教授
	広瀬 由紀	植草学園大学准教授
学校教育の関係者 (第2号委員)	黒木 政継	市川市立第一中学校校長
	池谷 佳子	市川市立新浜幼稚園園長
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者 (第3号委員)	晒科 里美	市川市立須和田の丘支援学校保護者
	松本 浩和	市川市立真間小学校保護者
地域における教育の向上に資する活動を行う者 (第4号委員)	角谷 好枝	統括的な地域学校協働活動推進員
	冨家 薫	統括的な地域学校協働活動推進員

(3) 諮問書

市川第 20180622-0020 号

平成 30 年 8 月 1 日

市川市教育振興審議会
会 長 天笠 茂 様

市川市教育委員会
教育長 田中 庸 彦



第 3 期市川市教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき
第 3 期市川市教育振興基本計画を策定するにあたり、市川市教育振興審議会
条例（平成 23 年条例第 11 号）第 2 条第 1 号の規定により、別紙理由を添
えて貴審議会に諮問します。

《諮問理由》

本市では、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、「市川市教育振興基本計画」を策定し、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念に掲げ、施策の実現に取り組んできました。

「第2期市川市教育振興基本計画（平成26（2014）年度～平成30（2018）年度）」に基づく施策の推進により、計画の目標を着実に達成してきました。

一方、さらに充実させていかなければならない施策として、「児童生徒の体力の向上」、「特別支援教育の推進」、「教職員の多忙化解消」、「生涯学習機会の充実」等があることが明らかになりました。

また、社会では、人口減少や高齢化が進み、技術革新やグローバル化が加速度を増しており、社会の変化を正確に予測することはますます難しくなってきています。

国の「第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）」に示されているように、これからの社会には、教育の普遍的な使命を踏まえつつも、新時代の到来を見据えた教育政策が必要です。

このようなことから、本市教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後5年間で取り組む施策を明らかにし、本市における教育政策を実効あるものにするため、「第3期市川市教育振興基本計画」の策定について諮問するものです。

なお、審議にあたっては次の事項を基本とし、ご検討いただきますようお願いいたします。

1 計画の位置づけ

- ・教育基本法第17条第2項で規定された、市川市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づいて策定される「市川市教育振興大綱」における教育の目標や方針を尊重した計画とします。
- ・市総合計画の分野別計画であり、本市関連計画とも整合性を図ります。

2 基本理念と計画の体系

- ・現行計画の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を引き継ぐものとします。
- ・今後の教育政策を実効あるものとするため、現行計画の基本的方向等の体系を必要に応じて見直すものとします。

3 計画の対象、期間

- ・教育委員会が実施する市立学校における教育・育成に関する施策及び生涯学習全般における学びの支援に関する施策を対象とします。
- ・計画期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5カ年とします。

4 計画策定時期

- ・平成31（2019）年1月策定を目指します。

(4) 答申書

平成30年12月27日

市川市教育委員会
教育長 田中庸恵 様

市川市教育振興審議会
会長 天笠 茂

第3期市川市教育振興基本計画の策定について（答申）

平成30年8月1日付け市川第20180622-0020号にて市川市教育振興審議会に諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり取りまとめたので、市川市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき答申いたします。

記

本市においては平成26年1月に第2期市川市教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）が策定され、平成26年度から30年度までの5年間にわたり、本市の実情に応じた教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進されている。

第2期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、本市教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後5年間で取り組む施策を明らかにし、本市における教育政策を実効あるものとするため、第3期市川市教育振興基本計画（以下「第3期計画」という。）を策定すべく、当審議会は審議を重ねてきた。

その結果、本日、本答申書のとおり答申するに至ったものである。

なお、本答申の具体的内容は、別紙「第3期計画」のとおりである。

市川市教育振興審議会

会 長	天笠	茂
副会長	黒木	政継
委 員	田中	孝一
委 員	渡邊	智子
委 員	広瀬	由紀
委 員	池谷	佳子
委 員	晒科	里美
委 員	松本	浩和
委 員	角谷	好枝
委 員	富家	薫

3 策定経過

年 月	主な内容
平成30年 7月	教育委員会において第3期市川市教育振興基本計画策定についての諮問について議決
8月	第3回市川市教育振興審議会において諮問・調査審議 第4回市川市教育振興審議会において調査審議
10月	第5回市川市教育振興審議会において調査審議
11月	第6回市川市教育振興審議会において調査審議
12月	第7回市川市教育振興審議会において調査審議・答申
平成31年 1月	教育委員会において第3期市川市教育振興基本計画決定